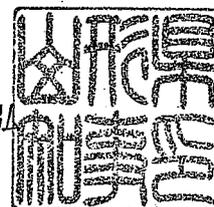




市町村第 1 0 7 1 号
平成 2 0 年 1 2 月 1 6 日

山形県個人情報保護運営審議会
会 長 倉 岡 憲 雄 殿

山形県知事 齋 藤 弘



住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用する
事務の拡大について (諮問)

このことについて下記のとおり定めたいので、住民基本台帳法第 3 0 条の 9 第 2
項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

別添のとおり

別添

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用する事務の拡大について

1 根拠規定

山形県が住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の本人確認情報を利用する事務を、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の8第1項第2号及び同条第2項の規定に基づき、住民基本台帳法施行条例（平成14年山形県条例第44号）において定めようとするものである。

2 利用事務

別紙1のとおり

3 利用事務を拡大する理由

(1) 住民の利便の増進

県民が申請、届出を行う際の住民票の写し等の添付を省略することが可能となる。

(2) 行政の合理化

県における、居所不明者等の調査のための職権での住民票の写しの取得等が不要になる。

4 住基ネットのセキュリティ対策

住基ネットは、法等による制度面からの対策、技術面からの対策及び運用面からの対策により、十分な安全確保対策が施されている。

参 考

1 条例改正案

別紙2のとおり

2 施行期日

住基ネット新規利用者に対するセキュリティ研修の実施等を考慮し、平成21年5月1日から施行する。

3 今後の予定

- ・ 12月下旬
～1月中旬 パブリックコメント期間（2週間程度）
- ・ 1月下旬 パブリックコメント結果反映
- ・ 2月中旬 2月議会に条例案を提出
- ・ 3月中旬 条例公布
- ・ 5月1日 条例施行

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用する事務（条例で定める事務）

番号	部局名 (課名)	利用事務	住基法の目的		年間処理 件数 (見込)	東北各県の導入状況 (青森は条例未設定)				
			①住民の 利便の増進	②行政の 合理化		岩手	宮城	秋田	福島	参考 (全国)
1	健康福祉部 保健業務課 健康やまがた推進室	<p>■健康増進法（平成14年法律第103号）の規定による生活習慣病の発生の状況把握に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>・健康増進法（平成14年法律第103号）第16条の規定による地域がん登録事業にかかるがん患者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p>		○	5,000件					兵庫県 (12月 議会議 決)
2	選挙管理委員会事務局	<p>■公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>・公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第1項から第3項まで又は第86条の4第1項若しくは第2項（漁業法（昭和24年法律第267号）第94条第1項において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p>	○		60件 【県議選57件 参院選3件】	○				兵庫県

(参考) 全国では、20都県において条例制定済

3

住民基本台帳法施行条例新旧対照表

現 行	改 正 案
住民基本台帳法施行条例	住民基本台帳法施行条例
第1条～第7条 一省略一	第1条～第7条 一省略一
別表第1	別表第1
1 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による県税に係る犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの	1 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による県税に係る犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの
2 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの	2 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
3 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による開発行為の許可、開発行為の許可を受けた開発区域以外の区域内における建築等の許可又は開発行為の許可に基づく地位の承継の承認に関する事務であって規則で定めるもの	3 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による開発行為の許可、開発行為の許可を受けた開発区域以外の区域内における建築等の許可又は開発行為の許可に基づく地位の承継の承認に関する事務であって規則で定めるもの
4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定による鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等の許可、指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可若しくは特定猟具使用制限区域内における鳥獣の捕獲等の承認又は同法に規定する狩猟免状若しくは狩猟者登録に関する事務であって規則で定めるもの	4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定による鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等の許可、指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可若しくは特定猟具使用制限区域内における鳥獣の捕獲等の承認又は同法に規定する狩猟免状若しくは狩猟者登録に関する事務であって規則で定めるもの
5 県吏員の恩給等に関する条例（昭和27年3月県条例第1号）の規定による恩給の支給に関する事務であって規則で定めるもの	5 <u>健康増進法（平成14年法律第103号）の規定による生活習慣病の発生の状況把握に関する事務であって規則で定めるもの</u>
6 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の規定による県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	6 県吏員の恩給等に関する条例（昭和27年3月県条例第1号）の規定による恩給の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 山形県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年10月県条例第56号）の規定による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの	7 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の規定による県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの
	8 山形県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年10月県条例第56号）の規定による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの

8 山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）の規定による屋外広告業の登録に関する事務であって規則で定めるもの

9 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年7月県条例第25号）の規定による浄化槽保守点検業の登録に関する事務であって規則で定めるもの

10 山形県産業廃棄物税条例（平成18年3月県条例第16号）の規定による産業廃棄物税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2

執行機関	事務
教育委員会	1 山形県立高等学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）の規定による授業料又は受講料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
	2 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和49年12月県条例第67号）の規定による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
	3 山形県高等学校奨学金貸与条例（平成15年3月県条例第30号）の規定による奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による住民監査請求に関する事務であって規則で定めるもの

9 山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）の規定による屋外広告業の登録に関する事務であって規則で定めるもの

10 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年7月県条例第25号）の規定による浄化槽保守点検業の登録に関する事務であって規則で定めるもの

11 山形県産業廃棄物税条例（平成18年3月県条例第16号）の規定による産業廃棄物税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2

執行機関	事務
教育委員会	1 山形県立高等学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）の規定による授業料又は受講料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
	2 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和49年12月県条例第67号）の規定による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
	3 山形県高等学校奨学金貸与条例（平成15年3月県条例第30号）の規定による奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による住民監査請求に関する事務であって規則で定めるもの